

(第1面)

産業廃棄物処理計画書

令和5年 6月 26日

島根県知事 丸山達也 殿



提出者

住 所 福岡県福岡市博多区博多駅前東2-10-35

氏 名 極東興和(株)福岡支店 支店長 國峯 久聡
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号 092-473-7541

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	極東興和株式会社 容谷橋床版取替工事作業所
事業場の所在地	島根県 鹿足郡 吉賀町 有飯 97-2
計画期間	令和5年 4月 1日 ~ 令和6年 3月 31日

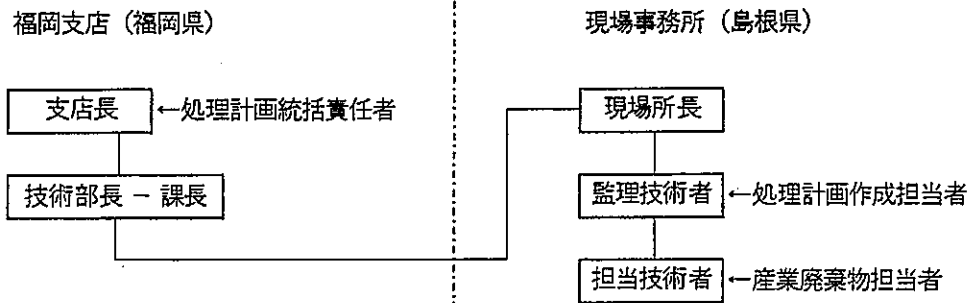
当該事業場において現に行っている事業に関する事項

①事業の種類	総合工事業
②事業の規模	4,422,000,000 -
③従業員数	元請(当社):15人 下請:50人
④産業廃棄物の一連の処理の工程	・床版取替工事及び床版補修工事 がれき類(コンクリート塊)→再生処理業者に委託して、再生碎石として再資源化。 がれき類(アスファルト殻)→再生処理業者に委託して、アスファルト原料として再利用。 汚泥→再生処理業者に委託して、造粒固化し現場材として再利用。

(第2面)

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)



産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

① 現状	【前年度（令和4年度）実績】		※別途参照
	産業廃棄物の種類		
	排 出 量		
	（これまでに実施した取組） がれき類 → 特に実施していない 汚泥 → 現場に処理プラントを設置し、高水分の汚泥を水質浄化剤にて水と分離する。		
② 計画	【目標】		※別途参照
	産業廃棄物の種類		
	排 出 量		
	（今後実施する予定の取組） 上記内容を継続予定		

産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	（分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組） がれき類と汚泥が同じ場所に発生するため、分別を徹底する。
②計画	（今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組） 上記内容を継続予定

(第3面)

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状	【前年度（令和4年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	がれき類	汚泥
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	0 t	0 t
	(これまでに実施した取組) 特に実施していない。		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	がれき類	汚泥
	自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	0 t	0 t
	(今後実施する予定の取組) 特に計画していない。		

自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状	【前年度（令和4年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	がれき類	汚泥
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	0 t	0 t
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	0 t	0 t
	(これまでに実施した取組) 特に実施していない。		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	がれき類	汚泥
	自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	0 t	0 t
	自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	0 t	0 t
	(今後実施する予定の取組) 特に計画していない。		

(第4面)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

① 現状	【前年度（令和4年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	がれき類	汚泥
	自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行った 産業廃棄物の量	0 t	0 t
	（これまでに実施した取組） 実施例なし。		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	がれき類	汚泥
	自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行う 産業廃棄物の量	0 t	0 t
	（今後実施する予定の取組） 実施予定なし。		

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

① 現状	【前年度（令和4年度）実績】		※別途参照
	産業廃棄物の種類		
	全 処 理 委 託 量		
	優良認定処理業者への 処 理 委 託 量		
	再生利用業者への 処 理 委 託 量		
	認定熱回収業者への 処 理 委 託 量		
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処 理 委 託 量		
	（これまでに実施した取組） ・委託基準に従って、産業廃棄物を委託できる業者を選定し、書面による契約を実施。 ・汚泥は優良認定処理業者へ100%処理委託。		

② 計画	【目標】		※別途参照	
	産業廃棄物の種類			
	全処理委託量			
	優良認定処理業者への 処理委託量			
	再生利用業者への 処理委託量			
	認定熱回収業者への 処理委託量			
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量			
	(今後実施する予定の取組) ・再生利用が可能である廃棄物は、再生利用業者へ処理委託するよう検討する。 ・可能な限り優良認定処理業者から選定する。			
※事務処理欄				

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

別途参照書類

産業廃棄物数量表

令和4年度

極東興和株式会社 容谷橋床版取替工事

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

単位 t

	がれき類	汚泥	金属くず	廃プラスチック類	木くず	紙くず	繊維くず	総量
令和4年度 現状	4464.81	1112.80	21.85	37.85	33.93	5.58	31.26	5708.08
令和5年度 計画	850	200	10	20	15	2	15	1112

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

単位 t

	がれき類	汚泥	金属くず	廃プラスチック類	木くず	紙くず	繊維くず	総量
令和4年度 現状	全処理委託量	4464.81	1112.80	21.85	37.85	33.93	5.58	5708.08
	優良認定処理業者への 処理委託量	0	1112.80	0	0	0	0	1112.8
	再生利用業者への 処理委託量	0	0	0	0	0	0	0
令和5年度 計画	全処理委託量	850	200	10	20	15	2	1112
	優良認定処理業者への 処理委託量	0	200	0	0	0	0	200
	再生利用業者への 処理委託量	0	0	0	0	0	0	0